

資料

保存期間：5年  
(令和10事務年度末)  
令和5年8月23日

# 第5回 国税庁保有行政記録情報の 整備に関する技術検証WG

国税庁 企画課  
データ活用推進室

# 資料内容

1. 本ワーキンググループの位置づけ

2. これまでの議論

3. 本日も検討いただきたい内容

4. 今後のスケジュール

# 1. 本ワーキンググループの位置づけ

- 国税庁が保有する行政記録情報のオープン化に向けた検討を効率的に行うため、法的な課題及び技術的な課題に対する具体的な対応方法について検討・確認を行うことを目的として、国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会の下で、本ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」開催要綱（抜粋）

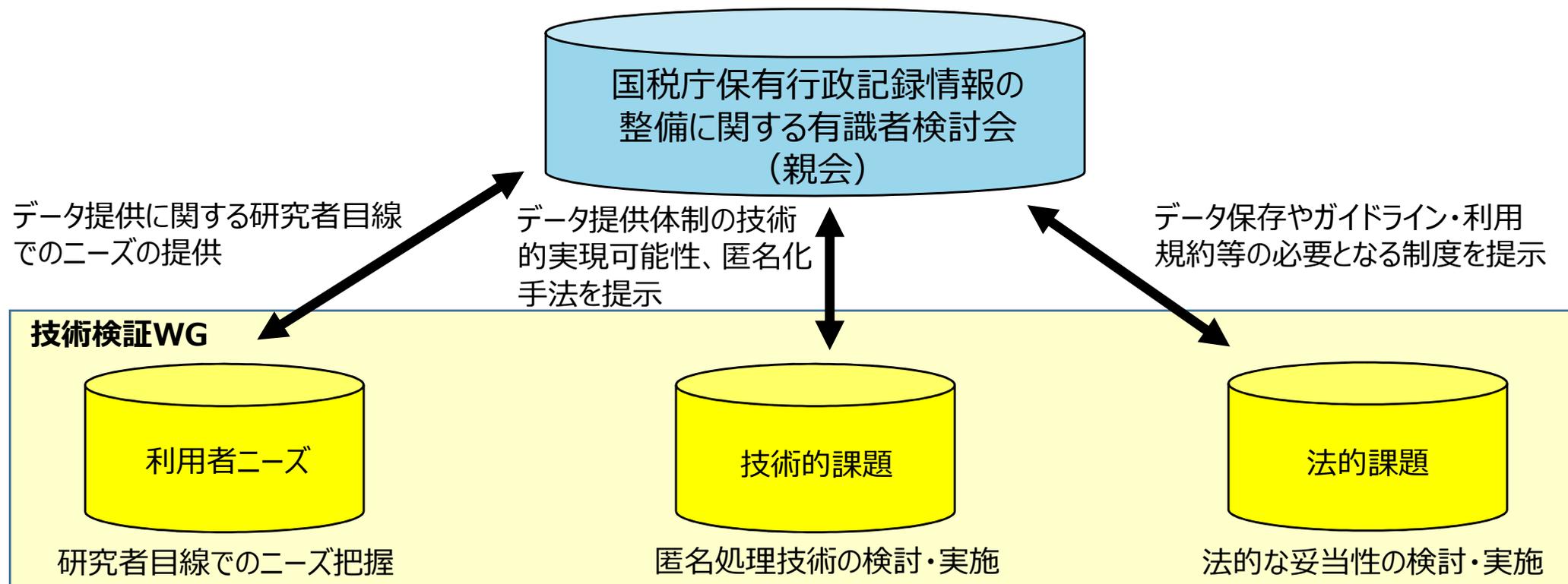
### 3 運営

- (2) 座長は必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。  
なお、ワーキンググループにおける検討結果は、有識者検討会に報告するものとする。

- 第5回となる本WGでは、データ提供に係るガイドラインや利用規約類の検討に関して、研究者目線での利用者のニーズ等を把握することを目的として開催。
- WGにおける検討結果については、事務局（国税庁企画課データ活用推進室）において整理の上、「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」に対して適宜報告することとする。
- 第5回WGの構成員は、以下のとおり（敬称略）。  
伊藤 伸介      中央大学 経済学部 教授  
宇南山 卓      京都大学 経済研究所 教授  
土居 丈朗      慶應義塾大学 経済学部 教授

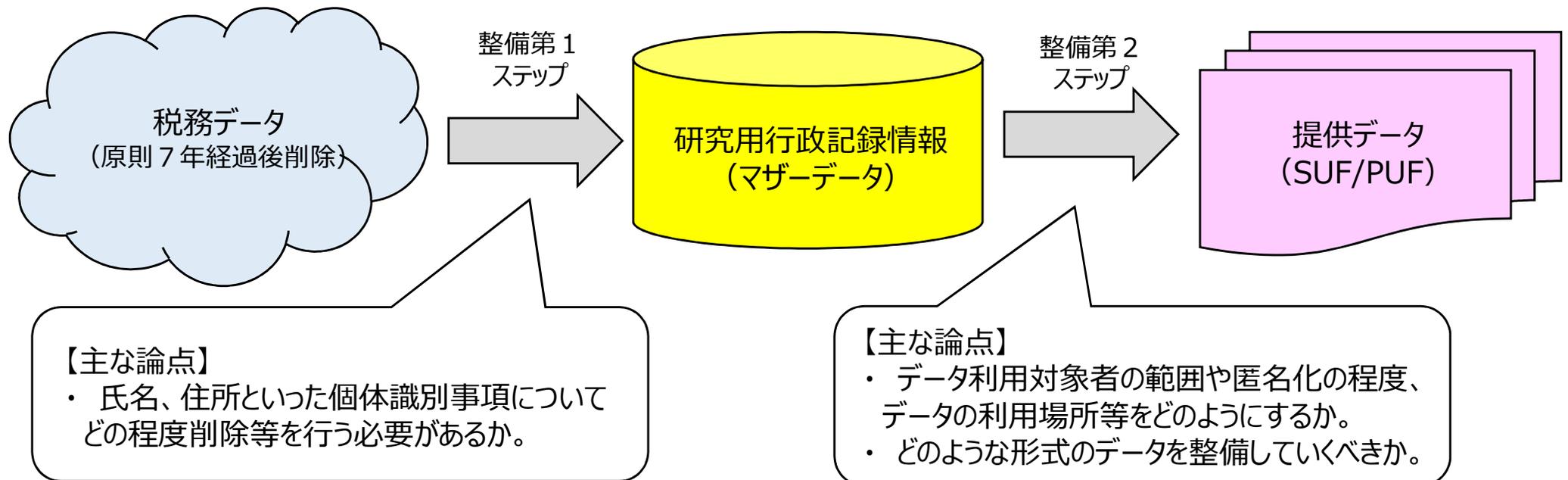
# 1. 本ワーキンググループの位置づけ

- 国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会は、統計学、経済学、法律の各専門家から構成され、全体の方向性を検討することを主な役割とする。
- 技術検証WGは、データ提供に関する研究者目線での**利用者ニーズの把握**を目的としたもの、そのうえで匿名化を施すうえでの**技術的課題の検証**を目的としたもの、さらに、議論の進展に応じて、データ利用に際しての法的規律を検討する**法的課題の検証**を目的としたものの開催を検討する。なお、WGの検討内容は有識者検討会へ報告する。
- ①データ提供に係るガイドラインや利用規約類は、主に利用者ニーズ・法的課題に係るWG、②詳細な匿名加工手法の検討は主に技術的課題に係るWGにおいて、更に詳細な検討を進める。



## 2. これまでの議論（整備ステップ）

- 国税庁がシステム内で保有する税務データは、現状、原則 7 年経過後に削除することとしている。
- 令和 3 事務年度においては、提供データ（SUF/PUF※）の整備に先立って、長期間保存が可能となる、研究用行政記録情報（マザーデータ）を整備するに当たっての検討を進めてきたところ（整備第 1 ステップ）
  - （※） SUF : Scientific Use File、学術研究用ファイル、PUF : Public Use File、一般公開型ファイル
- 令和 4 事務年度以降、より具体的なデータ提供に向けて、どのような提供データを整備するか議論を進めているところ（整備第 2 ステップ）



## 2. これまでの議論（現在の方向性）

### <データ提供の整備方針>

- まずは、**貸出方式**による提供形態から開始し、データ提供の対象は**パーソナルデータから優先**する。
- また、匿名加工については、**サンプリングや住所情報の加工方針**から優先的に検討する。
- **①データ提供に係るガイドライン・利用規約類**の策定、**②詳細な匿名加工手法**の検討を進める。

検討事項	検討結果
①提供形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>閲覧方式・貸出方式</b>による提供可能性を検証。<b>利用者利便、早期実現の観点</b>を考慮すると、まずは必要な対策を講じたうえで<b>貸出方式での提供開始</b>を検討。（閲覧方式の可能性も引き続き検討。）<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 閲覧：利用者の利便性、必要となる体制整備等が課題。</li><li>➢ 貸出：リスクを低減するための方策（利用者の範囲・利用目的の限定や匿名加工の度合い）や不適切利用時のペナルティ等については要検討。</li></ul></li></ul>
②データ項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>ビジネスデータは、公開情報が多い。</b><ul style="list-style-type: none"><li>→ まずは、<b>パーソナルデータから優先</b>して検討。ビジネスデータの提供可能性は、提供形態も含めて、引き続き検討を進める。</li><li>→ 提供データはあらかじめ固定（<b>データセット固定方式</b>）するが、今後、提供するデータ項目の範囲が拡大する場合はオーダーメイド方式の可能性も検討する。</li></ul></li></ul>
③匿名加工手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 貸出方式であることを踏まえると、<b>より保守的な匿名加工</b>が必要と考えられる。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ <b>サンプリングは必須</b>としつつ、適切なサンプリング割合・レコード数について検討。</li><li>➢ <b>個人識別性が高くなる住所情報</b>の加工方針については、必要性も踏まえて、特に保守的に検討。</li><li>➢ その他の技法（<b>削除、一般化、トップコーディング等</b>）の適用については、データの性質を踏まえて詳細を検討。</li></ul></li></ul>
④個人情報保護法 （利用者の範囲や利用目的）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ パーソナルデータを前提とした場合の個人情報保護法における法的位置づけについては、<b>学術研究を目的とした保有個人情報の提供</b>（個情法69②四）として、あくまでも<b>学術研究に限定</b>するものとする。</li></ul>

### 3. 本日まで議論いただきたい内容

- 前掲の整備方針を前提に、ガイドライン・利用規約類の策定に当たっては、まずは国税庁にとっての先例である税務大学校との共同研究におけるガイドラインや、総務省の独立行政法人統計センターによる公的統計の匿名データ利用の手引等も参考にしながら策定してはどうか。
- 共同研究とは異なり、貸出方式でのデータ提供形態であることも踏まえ、本日は主に以下の点について、利用者ニーズの観点から、ご意見いただきたい。

#### <①利用範囲について>

- 利用者の範囲について
- 利用目的の範囲について

#### <②データ提供から返却までの一連のフローについて>

- 利用規約等において利用者に求めるデータの適正管理措置について

#### <③利用申出の審査、研究成果物の審査について>

- データ利用における配慮事項（秘密の保護及び税務行政の執行への影響）に関して、どの段階において適正な利用を担保すべきか

#### <その他の論点>

- 利用規約等で利用者に課すべき守秘義務等について
- その他、上記以外にも検討を要すべき事項について

# (参考) 共同研究における利用範囲

## ○ 税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（令和3年10月14日）

### 第3 個票データ等の利用に際しての基本原則

#### 1 税務行政の目的に沿った利用

##### (1) 個票データ等の利用目的の確認

国税庁は、申出のあった個票データ等の利用目的が、学術研究の発展に資するもの（以下「学術研究振興」という。）又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「施策推進」という。学術研究振興又は施策推進のことを以下「研究等」という。）であって、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であることを確認する。

### 第5 個票データ等の利用申出手続

#### 4 個票データ等の利用を求める申出者の範囲

##### (1) 個票データを利用する場合

個票データを利用する場合の申出者の範囲は、その目的に応じて、以下のとおりとする。

① 学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲は、次のいずれかの機関に所属する常勤の研究者に限るものとする。

(i) 公的機関

(ii) 独立行政法人（以下、略）

(iii) 地方独立行政法人（以下、略）

(iv) 大学（以下、略）

(v) 大学共同利用機関（以下、略）

# (参考) 公的統計の匿名データ利用開始後の適正管理措置

## ○ 匿名データ利用の手引（令和4年4月）

### 7 受領書の提出

匿名データの受領後14日以内に、受付窓口にて「受領書（様式第6号）」（以下「受領書」という。）を提出します。

### 8 匿名データの提供を受けた者の氏名等の公表

法第36条第2項の規定により準用する法第33条第2項の規定に基づき、**匿名データの提供を受けた者の氏名等が公表**されます。

#### (1) 公表事項

- ・申出者が個人の場合は提供を受けた者全員の氏名、申出者が公的機関・法人等の場合は当該機関等の名称
- ・提供した匿名データに係る統計調査の名称
- ・匿名データを提供した年月日（「受領書」に記載された受領年月日）
- ・匿名データの提供を受けた者全員の職業、所属、職名等（申出者が個人の場合のみ）
- ・提供申出書の利用目的欄に記載した、学術研究、教育又は事業の名称

#### (2) 公表時期

「受領書」に記載された受領年月日から1か月以内

### 9 匿名データの利用及び管理等

#### (3) 利用及び管理状況の報告

##### ① 管理簿の提出

匿名データの提供後原則として**3か月以内に、「管理簿」**を提出します。

「管理簿」は、匿名データ返却時に統計センターに提出するまで、継続的に整備します。

##### ② 定期報告

利用期間が1年を超える場合は、**定期的（1年経過の都度、1か月以内）**に「匿名データ管理状況報告書（様式第8-1、2号）」（以下「**管理状況報告書**」という。）及び「**管理簿**」を提出します。

# (参考) 公的統計の匿名データ利用中の適正管理措置①

## ○ 匿名データ利用の手引（令和4年4月）

### 第4 各手続の内容及び留意事項

#### 1 利用の前に

##### (5) 匿名データの利用に当たっての留意点

- ① 法第42条第1項第2号の規定により、匿名データの提供を受けた者には**当該データの適正管理義務が課されます**。具体的には、申出者の区分に応じて以下の措置を講じる必要があります。なお、集計等について外部委託を行う場合で、匿名データの利用又は保管が委託先で行われる場合についても、委託先において以下の措置を講じる必要があります。

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 組織的管理措置<br>(①は公的機関等を除く) | ① 匿名データの適正管理に係る基本方針を定めること。当該基本方針には、匿名データの適正管理に関する考え方、関係法令や規程等を遵守することなどを盛り込むこと。                           |
|                         | ② 匿名データを取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者を配置するとともに、匿名データを取り扱う者の権限等について「匿名データに係る管理簿(様式第7号)」(以下「管理簿」という。)に記載すること。  |
|                         | ③ <u>提供を受けた匿名データに関する事項、管理責任者、利用者の範囲、利用場所、利用状況等を記載した「管理簿」を整備すること。</u>                                     |
|                         | ④ 匿名データの適正管理に関する措置の内容を盛り込んだ規程(※)を策定し、匿名データを取り扱う者に周知徹底すること。<br>(※既存の規程にこれらの要素が含まれる場合は、当該規程を準用することも可能とする。) |
|                         | ⑤ 上記規程に基づき匿名データの適正管理を実施すること。さらに、その実施状況等について把握・分析の上評価し、必要な改善を行うこと。  |
|                         | ⑥ 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。   |

- |        |   |
|--------|---|
| 人的管理措置 | ① 匿名データを取り扱う者に対し、関係法令や規程等の内容、研究倫理等について適切な教育及び訓練を行うこと。 |
|        | ② 法人等による申出の場合、匿名データを取り扱う者が欠格事由に該当しないこと。               |

# (参考) 公的統計の匿名データ利用中の適正管理措置②

## ○ 匿名データ利用の手引（令和4年4月）

### (5) 匿名データの利用に当たっての留意点

物理的管理措置	① 匿名データの利用場所及び保管場所は、施錠可能な物理的な場所に限定されるとともに、匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われるなど、 <u>利用場所への入退室管理</u> を行うこと。
	② <u>匿名データが限定された媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキャビネット等に保管されること</u> 。また、匿名データを利用する電子計算機がワイヤー等で固定されること。さらに、 <u>利用場所から匿名データが不正に持ち出されないための保安対策</u> が図られていること。
	③ 複製した匿名データ及び集計作業等によって生成される中間生成物の削除、匿名データ等が記録された機器等の廃棄は、専用ツールを用いるなどにより、復元不可能な手段で行うこと。
技術的管理措置	① 匿名データを使用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策が図られ、 <u>利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないこと</u> 。
	② 匿名データを使用する情報システムに、 <u>コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等の不正アクセス行為防止措置</u> が図られていること。
	③ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機を利用する場合は、 <u>オフラインで集計作業等</u> を行い、作業後は当該電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、匿名データ及び中間生成物(廃棄物含む)の漏えい等事故を防止するための措置が行われること。
その他の管理措置	① 匿名データの適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること。
	② 「管理簿」を整備し、利用者ごとの利用状況を記録すること。
	③ 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を図るとともに、統計センターに報告すること。

## (参考)「匿名データ利用の手引」における研究用匿名データ(仮称)の複写

### ○ 匿名データ利用の手引(令和4年4月)

#### (5) 匿名データの利用に当たっての留意点

- ② 複数の利用者が1件の匿名データファイルを共用又は別の電子計算機(外付けの外部記憶装置、DVD-RW等の媒体を含む。)に**複写して利用することも可能**ですが、提供を受けた匿名データの複製は、1ファイルにつき**複製権限のある一人にしか認められません**。**利用者ごとの複製権限の有無及び複製回数は「管理簿」に記載**します。

複製権限のある者から他の利用者に複製データを提供する際は、直接の受け渡し又は本人限定受取郵便による送付など利用者本人が確実に受け取れる方法により行ってください。共有サーバに匿名データを複製し、当該サーバから各利用者が複製を行う方法やインターネット等の電気通信回線を用いた方法による送付は認められません。

# (参考) 公的統計の匿名データ利用後の適正管理措置

## ○ 匿名データ利用の手引（令和4年4月）

### 10 利用終了に当たって

#### (1) 匿名データの返却

「提供申出書」の「5 匿名データの利用期間」に記載された返却期限までに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存、もしくは紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物について、**専用ソフトを用いるなどして復元できないように消去又は適切に破棄した上で、提供されたすべての匿名データファイルを統計センターに返却**します。

なお、返却は、書留郵便等追跡可能な郵送方法による郵送返却（送料は申出者負担）又は受付窓口での直接返却のいずれかの方法により行います。

#### (2) 匿名データを利用して作成した統計等の提出

匿名データ返却の際に、匿名データを利用して作成した統計又は**統計的研究の成果を提出**する必要があります。また、「報告書」及び「管理簿」も併せて提出します。なお、匿名データを利用して作成した統計又は統計的研究の成果、「報告書」は電磁的記録をもって作成します。

利用期間終了時点で統計の作成等が終わっていない場合は、「報告書」に今後の見通しを記載の上、「管理簿」とともに提出します。統計の作成等終了後に、作成した統計又は統計的研究の成果と併せて「報告書」を再度提出します。また、法人組織の解散、研究計画の中止など真にやむを得ない事情により研究成果や教育・事業内容の実績が示せない場合も、「報告書」にその理由を記載して、「管理簿」とともに提出します。

#### (3) 成果の公表

**匿名データを利用して行った学術研究の成果**、教育若しくはデジタル社会形成統計利活用事業の内容又は国際比較統計利活用事業の結果を、「提供申出書」に記載した公表時期及び公表方法に基づいて**公表**します。また、公表の際には、匿名データを基に申出者が独自に作成・加工した統計である旨を明示し、行政機関等が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする必要があります。

# (参考) 共同研究における利用申出に対する審査

## ○ 税務大・税大との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（令和3年10月14日）

### 第6 利用申出に対する審査・決定

#### 1 個票データ等利用申出に関する審査・決定

個票データ等の利用申出に係る審査は、申出者が提出する第5に定める書類及び2に定める審査基準に基づき、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において行う。有識者会議は、国税庁の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて国税庁に提出するが、最終的な個票データ等の利用の諾否は国税庁が決定する。

#### 2 個票データ等利用申出の審査基準

##### (1) 利用目的及び分析方法

利用目的及び分析方法について、以下の①から③の全てが確認できること。

- ① 研究等の内容が公募している研究テーマに適合し、かつ第3の1(1)に該当するものであること。
- ② 本ガイドラインに基づき利用の承諾を受けた個票データ等を用いた研究等の成果の公表において、個体が識別されないように加工を行うことを了承していること。
- ③ データの分析目的及び方法が、個体を識別するものではないこと。

### 第3 個票データ等の利用に際しての基本原則

#### 1 税務行政の目的に沿った利用

##### (1) 個票データ等の利用目的の確認

国税庁は、申出のあった個票データ等の利用目的が、学術研究の発展に資するもの（以下「学術研究振興」という。）又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「施策推進」という。学術研究振興又は施策推進のことを以下「研究等」という。）であって、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であることを確認する。

# (参考) 共同研究における研究成果物公表時の審査

## ○ 税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（令和3年10月14日）

### 第11 利用者による研究等の成果の公表

代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

公表に当たっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式で国税庁へ報告するものとし、**国税庁は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を審査するものとする。**

なお、国税庁が審査する各事項を満たさない場合、当該研究等の成果の公表を禁止する場合があることに留意する。

- ① 当該研究等の成果とあらかじめ承諾された申出書の内容が整合的であるか
- ② 情報公開法第5条第6号に規定される、不開示情報として取り扱うこととされる情報が含まれていないか
- ③ 個人情報保護の観点から別紙に定めるチェック内容を満たしているか。ただし、分析手法や客体に応じて、チェック内容を付加する場合がある。
- ④ 第3の1(2)の「**個票データ等を用いた研究等の成果の公表における配慮事項**」に違反する内容が含まれていないか

### 第3 個票データ等の利用に際しての基本原則

1 税務行政の目的に沿った利用

(2) 個票データ等を用いた研究等の成果の公表における配慮事項

利用者は、個票データ等について、**秘密の保護**が強く求められるものであることを認識するとともに、**適切な税務行政の執行への影響**に十分留意する必要があることを踏まえ、適切に取り扱う必要がある。このため、利用に当たっては、施策推進を目的とする場合のみならず、学術研究振興を目的とする場合であっても、研究等の成果の公表に当たっては、**秘密の保護及び税務行政の執行への影響**について、十分配慮する必要がある。

特に、**個体が第三者**（利用者以外の者をいう。以下同じ。）**に識別されないように十分配慮**するものとする。このため、利用者は、本ガイドラインに基づき共同研究のために個票データ等の利用を行った場合、当該研究等の成果の公表においては、**個体の識別が可能になる情報を明らかにしない**こととする。

# (参考) 共同研究における利用者の守秘義務①

## ○ 個票データ等の利用規約（令和3年10月14日）

（秘密情報）

第11条 本契約において、秘密情報とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他有形無形を問わず、個票データの利用期間中に国税庁より提供された、研究等の成果を除く一切の情報をいう。

2 利用者は**秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、第三者に対し、秘密情報を一切開示又は漏えいしてはならないものとする。**

3 利用者は**秘密情報を申出書及び承諾通知書に記載のない方法で利用してはならないものとする。**

4 利用者は**本契約終了後においても、秘密情報を第三者に対して明らかにしてはならないものとする。**

（個票データ等の紛失・漏えい等）

第12条 利用者は、**個票データ等を紛失した場合等、前条に規定する秘密情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、国税庁へその内容及び原因を報告し、国税庁の指示に従うものとする。**

（解除）

第13条 国税庁は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、代表者になっている申出者に対する通知により、**本契約を解除することができる。**

二 利用者において、本規約第11条に規定する**秘密の保持に違反する場合その他個票データ等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると国税庁が判断したとき**

（契約に違反した場合の措置）

第14条 **国税庁は、利用者が本契約に違反し、又は、別表の措置要件に規定する行為を行ったと認められた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、事前に当該利用者から漏えい等に至る経緯及び意見を聴取した上、その内容に応じて、有識者会議の意見を踏まえ別表の措置をとることができる。**また、利用者は、本契約の終了の有無にかかわらず、事後、この措置が適用されることに同意するものとする。

## **(参考) 共同研究における利用者の守秘義務②**

### **○ 税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（令和3年10月14日）**

#### **第3 個票データ等の利用に際しての基本原則**

##### **(3) 税務大学校との共同研究**

(中略)

なお、客員教授に任用された利用者は、その身分に基づき国家公務員法第100条等の守秘義務を負うことに留意する。

#### **第13 不適切利用への対応等**

##### **1 守秘義務違反**

個票データの利用の承諾を受けた申出者は、税務大学校の客員教授に任用され、国家公務員法第100条等の守秘義務を負うこととなるため、個票データを利用するに当たって知り得た納税者の秘密を漏えいした場合等には、同法に規定される刑事罰が科される場合があることに留意する。

## 4. 今後のスケジュール

- 令和5事務年度（令和5年7月～）においては、データ提供に向けた準備（提供データの整備や、ガイドライン・利用規約類の策定）を本格化させることとし、令和6年度中に、準備が整い次第、対外的に行政記録情報の提供を開始することを目指す。
- 各WGにおける検証も踏まえつつ、提供するデータ、方式及び場所に関しては、有識者検討会において議論の上、決定する。

